

業側“産別最低賃金の統一回答を拒否” 組合側“48時間ストライキで抗議”



19春闘は、より良い“魅力ある港湾労働”を目指して交渉を開始したが、中央港湾団交を第5回、第6回と重ねても、業側が終始一貫して産別最低賃金の回答は独禁法に抵触する恐れがあるとして、回答拒否を続けた。それに対して組合側は、中央労働委員会あっせんを受け、業側に再三再度、賃金回答に応じるよう求め続けた。しかし、業側の態度に変化は見られなかった。

そのため、全国港湾は日曜日毎の就労拒否・荷役拒否行動を実施、4月14日、15日には連続して48時間のストライキを実施した。全港湾の組合員は約3000名がストライキ決行となった。4月16日には全国港湾・港運同盟が国交省内において記者会見を行い広く窮状を訴えるに至った。その模様はNHK等で広く報道された。4月17日には、更なる上乘せ行動として、ゴールデンウィーク期間中（4月28日から5月6日の9日間）の就労拒否・荷役拒否行動を実施するかどうかについての検討が行われたが、結論は4月24日の会議まで持ち越しとなった。

今後、19港湾春闘がどんな展開になっていくか見通しが立っていないが、中央港湾団交での交渉、港湾産別協定、産別賃金は港湾労働者の根幹中の根幹であり、絶対に譲れないたたかいであることだけは間違いがない。例え闘争が長期化することがあったとしても港湾労働者の誇りをかけてたたかていこう！



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



中央労働委員会 あっせん案

団体交渉における使用者の行為は、公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書（平成30年2月15日）」でも確認されているとおり、独占禁止法上の問題とはならないと解されるため、労使双方は、産業別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること。

全国港湾労働組合連合会と港の業界団体である日本港運協会との間で毎年団体交渉がおこなわれているが、近年、業界団体側が産別最低賃金の交渉が独占禁止法に抵触するおそれがあるとして産別最低賃金などの回答を一切拒否してきた。組合側より労働組合との交渉が独禁法に該当することはないと関係法令を紹介しながら説明を繰り返してきたが、業側は「おそれる使用者の行為は、公正取引委員会あっせん案を受諾するよう業界団体

「組合側は、二〇一九年二月十五日、以下の内容のあっせん案を提示した。その内容は、団体交渉における使用者の行為は、公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書」でも確認されているとおり、独占禁止法上の問題とはならないと解されるため、労使双方は、産別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること」というもの。

引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書」でも確認されているとおり、独占禁止法上の問題とはならないと解されるため、労使双方は、産別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること」というもの。

中央労働委員会あっせん案を 業側受諾せず 産別賃金交渉の正常化を訴え 一九春闘をたたかう



(片柳悦正)

である日本港運協会に理解を求めてきたわけであるが、業界団体は、四月九日、中央労働委員会あっせん案の場においてあっせん案は受諾できないとしてきた。日本港運協会とのとっている態度は、極めて遺憾と言わざるを得ない。

雇用共同アクション@新潟 結成一周年シンポジウムを開催

雇用共同アクション@新潟は昨年二月に政府が進める「働き方大改革」に対し、これまでバラバラに運動していた労働組合（全港湾、新潟地区労、全労連等）が、組織の違いを超え、働く者の立場から「真の働き方改革」を求める共同行動として、全国で大阪に次ぎ二番目に結成されました。これまで取り組みとして、集会デモ行進、街頭宣伝、スタンディング行動、新潟県選出の野党国会議員への要請・懇談会、学習会等、積極的に行動してきました。一周年を迎えた二月十六日（土）には、雇用共同アクション@新潟結成一周年シンポジウムを八〇名の参加者の下、開催しました。冒頭の主催者あいさつでは、共同代表の鈴木執行委員長より、当初の鈴木執行委員長より、当初はいろいろな違いで、共同連帯できるのか心配もあったが、皆様のお力添えもあり、それぞれの垣根を乗り越え、広範な連帯ができる運動体になりました。

要請・懇談会、学習会等、積極的に行動してきました。一周年を迎えた二月十六日（土）には、雇用共同アクション@新潟結成一周年シンポジウムを八〇名の参加者の下、開催しました。冒頭の主催者あいさつでは、共同代表の鈴木執行委員長より、当初はいろいろな違いで、共同連帯できるのか心配もあったが、皆様のお力添えもあり、それぞれの垣根を乗り越え、広範な連帯ができる運動体になりました。

最後に伊藤元顧問からは「最低賃金の大幅な引き上げ等、共通要求を掲げ、具体的にどう運動につなげていくべきかを考えていただきたい」との問題提起がなされました。この最後の問題提起は、参加者全員が、現状の労働運動に埋没してはいけない！今の現状に対し、どう闘いを進めるべきか！どう体制を構築するべきか！非常に胸を突かれた一言でありました。今後雇用共同アクション@新潟という共通課題に対し、共に闘う場を進化、発展させる事に對し、新潟支部も力を入れていきたいと思っています。

（新潟支部書記長 佐藤正巳）

19春闘、個別賃金回答も進まず

全国港湾中央港湾団交において産別賃金回答の見通しがたっていないが、全国港湾加盟単組の賃金回答にも影響が出ている。港荷労協についても4月18日現在回答は示されていない。

全港湾の個別賃金回答についても、統一回答指定日以降、目立った回答の前進はない。そのため、3月25日に発表した第1回集計時の速報分会回答額平均3,833円、率で1.28%以降、集計上の変化はない。

連合の回答状況

4月5日発表の第3回回答集計では、平均賃金方式で6,412円、昨年同時期より150円の増となっている。

300人未満の中小組合では、平均賃金方式で5,232円、昨年同時期より52円の増となっている。

非正規労働者では加重平均で時給26.87円の賃上げ、時給単価は995.73円、昨年同時期より0.17円の増となっている。

国民春闘共闘の回答状況

4月8日発表の第4回回答集計では、加重平均で5,964円、1.98%、昨年同時期より額は109円の減、率では0.09%の減となっている。



**四八スト実施で全国港湾
港運同盟が記者会見**

**安心して働けるよう業側に
早期解決を呼びかけ**

四月十六日、全国港湾と港運同盟は四月十四日から十六日にかけて四八時間のストライキをおこなった件で、国土交通記者会内で会見をおこなった。

全国港湾の系谷委員長は、業側が言う所の産別最低賃金の回答が独禁法に抵触するおそれがあるという主張について「中央労働委員会のあっせんにおいて『独占禁止法上の問題とはならない』と解されている。中央労働委員会のあっせんに従おうとせず、産別最低賃金の回答はできないと

する業側の態度の理解に苦しむ」としてやむなくストライキ決行に至った経緯を述べた。そして、二〇一五年以前まで回答してきた港湾産別最低賃金の回答をなせ行わないのか理解できない。私たちはストライキを回避したいが、解決しなければゴールデンスウィーク中もストに入らざるを得ない。皆が安心して働けるようご理解をお願いしたい」と早期解決に向け関係各所に協力を呼びかけた。

すると、会見場に詰めかけた記者の間からは「なぜ、業側は産別最賃が独占禁止法に

抵触などというのか？ヨーロッパでは考えられない」といった質問も飛び出し、改めて業側のとっている態度に問題があることが浮き彫りとなっていった。

会見の様子は、終了直後、NHKで放映されるなど多くの方々の目にとまることとなった。

全国港湾は、港湾産別最賃の回答、春闘要求事項全般に対する回答、事前協議の問題などの解決に向け、いつでも交渉に応じる用意があることを述べ、努力していくとしている。

（片柳悦正）



ZENROSAI NEWS

全労済は、さらに「たすけあいの輪」を広げ、より多くの方に生活の安心をお届けするため、新しい姿を表す愛称を「こくみん共済 coop」としました。

協力団体の皆さまと培ってきた労働者自主福祉による事業と運動をさらに強化・発展させ、組合員の生活を支えていきます。そして、その取り組みを生活者へも広く展開していきます。

皆さまご契約内容等に変更が生じることはございません。また、お手続きも不要です。

よりよくおなごいします！

全労済 こくみん共済 coop

全国労働者共済生活協同組合連合会

本年6月、全労済から「こくみん共済 coop」へ

「こくみん共済 coop」とは、「こくみん みんなのために、共済というたすけあいの仕組みを提供する、協同組合 (coop) である」ことを表しました。